

電子マニフェストへの移行及び代行起票サービスのご案内

群馬県館林市苗木町2548

株式会社鴿商 経営企画本部

拝啓

ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび弊社では業務の効率化及びコンプライアンスの強化を目的とし、紙マニフェストから電子マニフェストへの移行を推進させて頂く運びとなりました。

これに伴い、排出事業者様にご負担をおかけすることなく電子マニフェストが登録出来る代行起票システムを導入致しましたので、ぜひこの機会に電子マニフェストへの加入、及び代行起票サービスへの同意を頂けますよう何卒ご検討のほど宜しくお願い致します。

敬具

【概要】

- JWNETより認定を受けたDXE株式会社が運営する代行起票サービスを利用し、弊社が排出事業者様に代わって電子マニフェストを登録致します。(詳細は裏面サービス概要をご確認ください)
 - 別紙『JWNET加入申込書兼EDI連携申込書』に必要事項を記載頂くだけで、電子マニフェストへの申込も代行致します。
 - 電子上で管理されるため、ファイリングが不要となり、紛失リスクもなくなります。また毎年行政への報告が必要な、交付等状況報告書も電子マニフェスト分は不要となり、管理の効率化、コンプライアンス強化を図ることが出来ます。
- ※JWNETは廃棄物処理法に規定された電子マニフェストシステムの愛称です。

【ご注意】

- 別紙『JWNET加入申込書兼EDI連携申込書』にて加入した加入者番号は、DXE株式会社の代行起票を利用した取引のみで使用可能です。
- 万が一、DXE代行起票を利用しない取引による使用が明らかになった場合はJWNETからの請求に基づいて別途使用料をDXE株式会社よりご請求させて頂く場合がございますので、予めご了承ください。
- 加入後18ヶ月に亘りDXEにて代行起票された登録がない状態が継続した場合、次に到来する12月末時点をもって、団体加入取消しの手続きを行うものとします。

【お手続きの流れ】

お取引様(排出事業者様):『JWNET加入申込書兼EDI連携申込書』へのご記入

↓

弊社(株式会社鶴商):『JWNET加入申込書兼EDI連携申込書』の受領及び接続業者へ提出

↓

接続業者(DXE):JWNETへの加入申込

↓

JWNET:加入手続き

↓

お取引様(排出事業者様):加入手続き完了メール受領・ログイン

【お取引の流れ】

お取引様(排出事業者様):従来通り回収依頼のご連絡

↓

弊社(株式会社鶴商):回収及びJWNETへのマニフェスト登録

↓

お取引様(排出事業者様):JWNETで処理状況のご確認



【代行起票サービス概要】

代行起票にはDXE株式会社が提供する「DXEStation」というサービスを利用して登録を行います。

<接続業者及びJWNET利用代表者 会社概要>

会社名	DXE株式会社
本社所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-12-10PMO EX 日本橋茅場町 8F
設立	令和3年11月1日
資本金	800万円

DXE株式会社はJWNETよりASP業者として認定されております。

<https://www.iwnet.or.jp/iwnet/practice/info/edi/support.html>